

# 一般社団法人日本バウリニューアル協会

## 会員規約

### 目的

#### 第1条

この規程は、一般社団法人日本バウリニューアル協会(以下「協会」という。)の会員についての必要な事項を定めることを目的とする。

### 会員の定義

#### 第2条

この規程でいう会員とは、人生の節目となる記念日やアニバーサリーを大切にするバウリニューアルを広く一般に啓発すると共に、その文化を普及、発展させる協会の目的に賛同して入会し、その趣旨に沿った活動、事業を行う法人又は団体及び自営業者、個人等をいう。

### 会員

#### 第3条

協会の指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、協会への入会を申し込み、協会が承認したものを会員とする。

- (1) 協会の目的に賛同するものであること。
- (2) 協会の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。
- (3) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

### 会員の種別

#### 第4条

当協会の会員の種別は下記のとおりとする。

##### (1) 正会員

協会の目的に賛同して入会した法人又は団体及び自営業者、個人。

バウリニューアルの文化推進において運営全般にわたる執行権限を有する。

##### (2) 賛助会員

協会の目的に賛助するために入会した法人又は団体及び自営業者、個人。

記念日の制定等バウリニューアルの文化推進において執行権限の一部を有する。

## 入会申込

### 第5条

この協会の正会員又は賛助会員になろうとする個人又は法人、団体は、入会申込書を本事務局に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

## 会費

### 第6条

協会の会費は年会費制とし、会費の種別に応じて、下記の会費を納入する。

- |          |     |          |
|----------|-----|----------|
| (1) 正会員  | 年会費 | 30,000 円 |
| (2) 賛助会員 | 年会費 | 15,000 円 |

## 会費の納付

### 第7条

この協会に入会した正会員又は賛助会員は、入会決定通知を受けた日から30日以内に、その事業年度の会費をこの協会所定の方法により納入しなければならない。

## 会費の不返還

### 第8条

既納の会費は、返還しない。

## 会員の特典

### 第9条

会員は、協会の提供する以下の特典を受けることができる。

- (1) 協会の会員であることを証する会員証等の使用ならびに掲出
- (2) 協会ロゴマークの使用ならびに掲出
- (3) 記念日制定における代理権の運用
- (4) バウリニューアルにおける最新情報及びノウハウ等に関する情報開示請求権

## 有効期間

### 第10条

- (1) 本規約に基づく会員契約期間は、1年間とする。
- (2) 期間満了日の3ヶ月前までに、会員又は協会から相手方に対し書面による特段の意思表示が無い場合には、更に契約期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

## 変更の届け出

### 第11条

会員は、その名称、住所、連絡先等、協会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

## 退会

### 第12条

退会を希望するものは、協会指定の退会申込書に必要事項を記入し、当事務局に申し込むことで、退会することができる。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は、退会後の協会に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

## 会員資格の喪失

### 第13条

協会は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員の承諾を得ることなく会員の資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 協会の名誉を著しく傷つける行為、または会員としての品位を損なう行為があったと協会が認めた場合
- (2) 会費の支払いが遅滞した場合
- (3) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (4) 政治的、宗教的目的で利用していると認められる場合
- (5) 虚偽の情報の掲載や第三者の権利を侵害すると認められる場合
- (6) 本規約又はその他本協会が定める規約に違反した場合
- (7) その他、協会が会員として不相当と認める相当の事由が発生した場合

## 規約の変更

### 第14条

協会は運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規定を変更する場合がある。

## 附則

この規程は、令和2年1月15日から施行される。